



5月22日は国際生物多様性の日

生き物を絶滅から守るために

世界中で年間約4万種の生物が絶滅しているといわれています。希少生物保護のため、国はさまざまな規制を行っています。

人間の活動で野生生物が減少

地球上には、約3000万種の生物が生息し、多種多様な生物が互いにつながり合っています。これを生物多様性といい、「生態系」「種」「遺伝子」の多様性があります。生物多様性は、私たちの日常の暮らしに密接に関わっています。現在、開発で生息地の破壊や土壌・水質汚染、乱獲・外来種の持ち込みなど、人間の活動で野生生物を取り巻く環境は急速に悪化。野生生物の絶滅が加速しています。世界的に生物多様性を守るため

に「生物の多様性に関する条約」を平成4（1992）年5月22日に採択。その日を国連が国際生物多様性の日と定めました。日本でも、希少な野生生物を守るため「種の保存法」を制定し、絶滅の恐れがある生物の取り扱いについて規制をしています。

■譲り渡しなどの禁止 もらったり、譲ったり、売買したりできません

■販売・頒布を目的とした陳列・広告の禁止 店頭などで販売のための陳列はできません。チラシやインターネットなどでの広告もできません

■捕獲などの禁止 特別な許可がない限り、捕獲したり、殺傷したりはできません

◎環境保全課(0942・30・9043、FAX0942・30・9715)



住民税非課税世帯などへ臨時特別給付金

確認書の提出は5月末まで

提出漏れがないか確認を

コロナ禍の長期化による国からの臨時特別給付金10万円の確認書提出締め切りは、5月31日(火)です。対象は、久留米市に住民登録があり、世帯全員の令和3年度分住民税が非課税の世帯。対象世帯には、2月下旬に確認書を郵送しています。不明な点は、コールセンターに連絡してください。

家計急変は要件があります

新型コロナウイルスの影響で、世帯収入が減少した世帯の申請締め切りは、9月30日(金)です。確認書を送付していない全ての世帯へ、3月下旬に案内チラシを郵送しています。給付対象は、世帯全員の住民税が非課税相当となった世帯。令和3年1月以降の世帯全員のそれぞれの収入が所得で判定します。該当するかどうかは、コールセンターに連絡して確認するか、市ホームページ上の「簡易な収入(所得)見込額申立書」作成支援ツールで確認できます。申請時に必要書類を確認して、郵送してください。
◎久留米市臨時特別給付金コールセンター(0942・30・9244、FAX0942・30・9752)

Q&A

家計急変に関する質問

Q: 家計急変向けの申請に必要な書類は何ですか

A: 本人確認ができるもの(健康保険証など)や収入が分かるもの(源泉徴収票など)、振込口座(通帳など)の写しは、必ず必要です

Q: 家計急変向けの算定根拠となる収入の種類は何ですか

A: 収入の種類は給与や事業、不動産収入、公的年金(遺族年金や障害年金など非課税のものは除く)です

Q: 給付金は世帯員個人に支給されますか

A: 今回の給付金の支給対象は世帯です。世帯全員が支給要件に該当した場合のみ対象となります。振り込みは、世帯主の口座に行います

Q: 世帯員の一部が住民税非課税相当となれば、対象となりますか

A: 新型コロナウイルスの影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった場合にのみ、対象となります

福岡県の条例で指定されている絶滅危惧種(一部)

■セボシタビラ
体長は約10cmで、筑後川や農業用水路などに生息する。佐賀県や長崎県などにも分布



■コバンムシ
体長約12mm。体色は特徴的な緑色。水生植物が豊富で、水質の良い池や沼に生息
写真提供: 福岡県

■サギソウ
ミズゴケ類を伴う貧栄養の湿地に生える多年草。高さ15~40cmになり、3cmほどの白い花をつける



■ヨシゴイ
全長37cmの小型のサギ類。夏鳥として九州以北に渡来し、池や河川、休耕田のヨシ原に生息
写真提供: 日本野鳥の会筑後支部

アライグマが急速に増えています

アライグマは、もともと日本に生息していない外来生物です。ペットとして持ち込まれ、逃げたり、捨てられたりして野生化しています。近年、急速に生息域を拡大し、市の捕獲数は平成30年度13頭だったのが、令和3年度は83頭に増加。農作物

被害や生活環境被害だけでなく、在来種を食べて生態系にも大きな影響を与えます。市では捕獲用のわなを貸し出しています。貸し出しには講習の受講が必要です。詳しくは環境保全課、各総合支所環境建設課に問い合わせてください。



アライグマは雑食性で、希少な昆虫や水辺の生き物も餌にします